

6	現場環境改善（快適トイレの設置）	・ 1 内容	① 受注者は、現場環境改善の一環として、工事場所毎に設置するトイレのうち男女別に1基ずつ以下の(1)～(11)の仕様をすべて満たす快適トイレを設置することとする。ただし、快適トイレの設置が困難な場合は監督員と協議する。 (12)～(17)の仕様については、満たしていればより快適に出来ると思われる項目であり、必須ではない。 【快適トイレに求める標準仕様(全項目必須)】 (1) 洋式(洋風)便座 (2) 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置含む) (3) 臭い逆流防止機能 (4) 容易に開かない施錠機能 (5) 照明設備 (6) 衣類掛け等のフック、又は荷物のおける棚(耐荷重を5kg以上とする) 【付属品として備えるもの(全項目必須)】 (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示 (8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫 (9) サニタリーボックス(女性用トイレに必ず設置) (10) 鏡と手洗器 (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品 【推奨する仕様、付属品(任意)】 (12) 室内寸法900mm×900mm以上(面積A=0.81m2以上ではない。幅・奥行き各900mm以上) (13) 換気装置(機能を含む) (14) 着替え台 (15) 臭気対策機能の多重化 (16) 室内温度の調整が可能な設備 (17) 小物置き場等(トイレトペーパー予備置き場等) ② 受注者は、快適トイレの設置にあたっては、①の内容を満たす参考見積書(標準仕様、付属品の内訳を明示したものを添付し、規格・基数等の詳細について監督員と協議の上決定し、快適イレ仕様チェックシート及び資料等(カタログなど)を施工計画書提出に合わせ提出する。 ③ 現場事務所等の屋内に設けるトイレには適用しない。	9	熱中症対策	(1)工期・工程等	・ 猛暑による作業不能日数	本工事は、猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。	i) 作業不能日数:●日間	ii) 上記 i) は、環境省が公表する東北地方●●※1(福島)地点における WBGT 値(気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数)過去5年分(令和●●年～●●年)について、本工事の工期に対応する期間(行政機関の休日に関する法律(昭和 63年法律第 91 号)に定める行政機関の休日及び夏季休暇(3日)を除く。)において、8時から17時の間にWBGT 値が31以上となった時間を算定し、日数に換算したものの5年分を平均したもの。	iii) 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数(当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する東北地方●●(福島)地点における WBGT値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉鎖した時間を算定し、日数に換算したもの(小数点以下 第一位を四捨五入する。))が i) の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。	※1 下表の観測地点を記入(参考)	<table><tr><th>建設事務所管内</th><th>観測地点</th></tr><tr><td>県北</td><td>茂庭, 粟川, 福島, 鷺倉, 二本松</td></tr><tr><td>県中</td><td>船引, 郡山, 湯本, 小野新町, 石川</td></tr><tr><td>県南</td><td>白河, 東白川</td></tr><tr><td>会津若松</td><td>金山, 若松</td></tr><tr><td>喜多方</td><td>松原, 喜多方, 西会津, 猪苗代</td></tr><tr><td>南会津</td><td>只見, 南郷, 田島, 松枝崎</td></tr><tr><td>相双</td><td>相馬, 飯館, 浪江, 川内, 広野</td></tr><tr><td>いわき</td><td>山田, 小名浜</td></tr></table>	建設事務所管内	観測地点	県北	茂庭, 粟川, 福島, 鷺倉, 二本松	県中	船引, 郡山, 湯本, 小野新町, 石川	県南	白河, 東白川	会津若松	金山, 若松	喜多方	松原, 喜多方, 西会津, 猪苗代	南会津	只見, 南郷, 田島, 松枝崎	相双	相馬, 飯館, 浪江, 川内, 広野	いわき	山田, 小名浜
		建設事務所管内	観測地点																												
	県北	茂庭, 粟川, 福島, 鷺倉, 二本松																													
県中	船引, 郡山, 湯本, 小野新町, 石川																														
県南	白河, 東白川																														
会津若松	金山, 若松																														
喜多方	松原, 喜多方, 西会津, 猪苗代																														
南会津	只見, 南郷, 田島, 松枝崎																														
相双	相馬, 飯館, 浪江, 川内, 広野																														
いわき	山田, 小名浜																														
・ 2 設置に要する費用	快適トイレに要する費用については、当初契約時は計上していない。 月額の支出実態がわかる資料により、監督員と協議の上、51,000円/基・月を上限とし、設計変更の対象とする。 ただし、運搬費・設置費等は対象外とし、従来品相当額(10,000円/基・月)は差し引くものとする。 なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ合計2基までとする。																														
7	再生資源利用（促進）計画	・ 1 再生資源利用計画書	受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画書を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。																												
・ 2 再生資源利用促進計画書		受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。																													
8	総合評価方式における技術提案書の確認	1 内容	※総合評価方式(標準型・簡易型)における技術提案書に記載された事項の実施状況の確認について 総合評価方式において、受注者が技術提案書に記載した事項の具体的な実施方法等を、施工計画書に「総合評価方式における技術提案事項の実施計画」として記載し、提出しなければならない。 なお、施工計画書に記載された「総合評価方式における技術提案事項の実施計画」については、実施状況について発注者の確認を受けなければならない。 確認の方法については、「土木工事共通仕様書 Ⅲ編 2. 様式 第8号様式(確認書)」を用いることとし、監督員へ提出の上確認を受けることを原則とする。 また、技術提案事項の履行が確認できない場合は、工事成績評定において減点とする場合があるとともに、入札参加資格制限措置の対象となる場合がある。																												
福島県〇〇建設事務所建築住宅課 電話〇〇〇-〇〇〇〇 FAX〇〇〇-〇〇〇〇 住所 〇〇市××町△△△1-1		建築士事務所名	工事名称									図面名称	電気設備工事特記仕様書(3)	図面番号																	
設計年: 令和〇〇年〇〇月		設計者氏名	印																												